理 由 書

（名古屋都市計画道路 3･3･733号天王通線ほか2路線）

1．変更の概要

都市計画決定当時から社会経済情勢が変化したこと等を踏まえ、その必要性等を検証した結果、３・３・733号天王通線ほか２路線（(A)全１路線＋（B）全２路線）について、以下のとおり都市計画の変更を行います。

(A) 一部区間の廃止　全１路線

路線名：３・５・338号 天王通線

変更内容：一部区間の廃止

変更概要：津島市馬場町地内の約60ｍの区間を廃止する。なお、この一部区間の廃止に併せて、名称等を変更する((B)①参照)（市決定)。また、津島市馬場町地内から津島市錦町地内までの約870ｍの区間についても廃止する（県決定)。

		新	旧	
名称	路線名	３・３・733号天王通線 （市決定）	３・５・338号天王通線 （県決定）	
位置	起点	津島市錦町	津島市馬場町	
	終点	津島市錦町	津島市錦町	
	主な経過地		津島市本町１丁目	
区域	延長	約20ｍ(市道、錦町地内)	約870ｍ(県道)	約60ｍ(市道、馬場町地内) 約20ｍ(市道、錦町地内)
構造	幅員	25m	15m	
	地表式区間における鉄道等との交差の構造		幹線街路と平面交差 ２箇所	

(B) 名称、位置及び構造の変更　全２路線

①路線名：３・３・733号 天王通線

（旧３・５・338号 天王通線）

変更内容：名称、位置及び構造の変更

変更概要：３・５・338号天王通線の一部区間の廃止に伴い、名称、位置及び構造を変更する（市決定）。

		新	旧	
名称	路線名	３・３・733号天王通線 （市決定）	３・５・338号天王通線 （県決定）	
位置	起点	津島市錦町	津島市馬場町	
	終点	津島市錦町	津島市錦町	
	主な経過地		津島市本町１丁目	
区域	延長	約20m（市道）	約870m（県道）	約80m（市道）
構造	幅員	25m	15m	
	地表式区間における鉄道等との交差の構造		幹線街路と平面交差 ２箇所	

※区域の変更（一部区間の廃止）については（A）参照。

②路線名：３・４・728号 橋詰又吉線

変更内容：構造の変更

変更概要：３・５・338号 天王通線の一部区間の廃止（県決定）に伴い、当路線の地表式の区間における幹線街路との平面交差箇所を３箇所から２箇所に変更する（市決定）。

		新	旧
構造	地表式区間における鉄道等との交差の構造	幹線街路と平面交差 ２箇所	幹線街路と平面交差 ３箇所

２．都市計画変更の理由とその内容

（１）都市計画変更の理由

３・５・338号天王通線は、津島神社と津島駅を結び、中心市街地の東西を貫く幹線街路です。旧津島町最大の道路工事として昭和５年に完成した道路を拡幅する形で、昭和14年に都市計画に定められましたが、現在まで全線に渡り未整備となっています。当時は続々と商店が進出し、津島髄一の商店街として賑わっていましたが、平成以降は本市の経

済を牽引していた毛織物産業の衰退や、少子高齢化、都市部への人口流出等の要因により、現在は賑わいを失いつつあります。そのため、平成29年度に「天王通再生プラン提案募集」を行い、平成29、30年度に住民参加型のワークショップを開催し天王通りの将来像について意見交換をしました。その結果、無電柱化のほか、拡幅する形の都市計画道路の計画を見直し、現道の幅員で歩行者優先の道路を整備する方針となりました。

令和４年６月に公表した「津島駅周辺まちづくり構想（案）」では、「「核となる魅力」をつなぐ天王通りに、まちあるき環境とゆとりある都市空間を創出します。」としており、その施策のひとつに道路空間の再配分を掲げています。

また、令和４年７月に公表した「津島市都市計画道路の見直し方針」では、３・５・338号天王通線に関してはまちづくりの方針に応じて別途検討するとしています。

そこで、令和５年度には、歩行者優先の道路を目指して現道を１車線にする社会実験を行い、賑わい空間が創出できることや周辺道路に渋滞等の影響を及ぼさないことを確認しています。さらに、令和６年度に天王通りの整備手法に関するアンケート調査を実施したところ、約75%の方から「現道の幅員のままでよい」と回答がありました。

その結果、３・５・338号天王通線は現道のまま幅員を再配分し、歩行者優先の道路を目指した整備を進めていくこととし、該当する一部区間の都市計画を廃止します。それに伴い、３・４・728号橋詰又吉線の地表式の区間における幹線街路との平面交差箇所数を変更します。

（２）上位計画との整合

愛知県では、「名古屋都市計画区域マスタープラン（平成31年３月）」において、都市計画道路は「歴史・文化資源の活用など地域の実情や特色を活かしたまちづくりを進める地域では、こうしたまちづくりと整合を図るため、地域内の交通を担う地区幹線道路や補助幹線道路の計画を見直すことも検討します」としています。

「津島市都市計画マスタープラン（令和３年12月）」において、３・５・338号 天王通線を賑わい・活力軸として位置づけ、「無電柱化や沿道等も含め人の視界に入る空間が一体となったまちなみの形成を目指すとともに、津島駅東側の一定の市街地も含め魅力的な商品を扱う店舗や飲食店等を立地誘導するため、空き家や空き店舗のリノベーションを推進するほか、居心地がよく歩きたくなるまちなかを実現していきます」としています。

（３）都市計画変更の理由と内容

(A) 一部区間の廃止　全１路線

路線名：３・５・338号 天王通線

津島市馬場町地内の約60mの区間を廃止し、津島駅前広場と錦町地内の約20mの区間は存続します（市決定）。また、津島市馬場町地内から津島市錦町地内までの約870mの区間についても廃止します（県決定）。なお、見直し検討作業において、当区間を廃止した場合でも、これら現道や３・２・262号名古屋津島線等の周辺都市計画道路で円滑な交通処理ができることを確認しております。また、現道を１車線にする社会実験においても周辺道路に渋滞等の影響を及ぼさないことを確認しています。

以上を踏まえ、３・５・338号天王通線について、必要性等の検証を行った結果、都市計画決定当時から社会経済情勢が変化したこと、また、周辺道路網が当該都市計

画道路の代替性を有することから、津島市馬場町地内の約930mの区間について都市計画を廃止します。

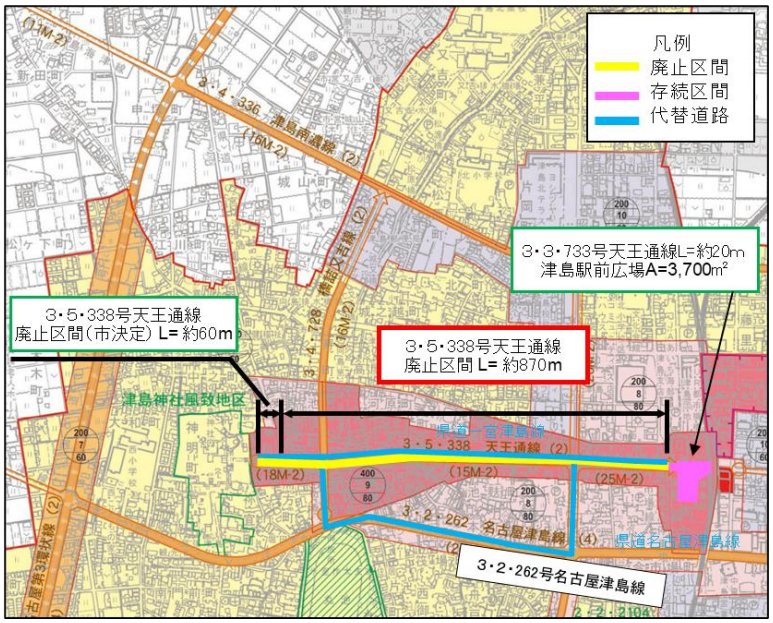

(B) 名称、位置及び構造の変更　全２路線

①３・３・733号 天王通線

（旧　３・５・338号 天王通線）

３・５・338号天王通線の一部区間の廃止に伴い、構造（代表幅員等）を変更するとともに、路線名称を３・３・733号天王通線に、また位置（起点等）を変更します（市決定）。

②路線名：３・４・728号 橋詰又吉線

３・５・338号 天王通線の一部区間の廃止（県決定）に伴い、３・４・728号橋詰又吉線の構造を変更（地表式の区間における幹線街路との平面交差箇所数３箇所から２箇所）します（市決定）。また、３・５・329号昭和南本町線の構造を変更（地表式の区間における幹線街路との平面交差箇所数４箇所から３箇所）します（県決定）。

